

令和4年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年12月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（11名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	5番	伴 吉晴
6番	大森 恒太朗	7番	嶋田 善行
8番	井上 卓也	9番	横田 敏文
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

1, 欠席議員（1名）

10番 坂口 徹

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷 容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西 和夫	副町長	加藤 恵三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
総務課長	仲村 佳真	安全安心課長	曾谷 博一
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典子
子育て支援課長	中尾 歩美	住民課長	関口 修
都市建設部長	上田 俊雄	建設農林課長	手塚 仁
会計管理者	安藤 晴康	教育次長	本庄 徳光
生涯学習課参事	平田 政彦		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。坂口議員から欠席されると通告を受けており、嶋田議員より少し遅れるとお聞きしております。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、2番、齋藤議員の一般質問をお受けします。

2番、齋藤議員。

○2番（齋藤文夫君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので通告書に従い一般質問をさせていただきます。

ひとつ目の質問でございます。住民参加のまちづくりについて、お尋ねします。

斑鳩町協働のまちづくり条例の前文には、時代の大きな変化に伴い、住民ニーズの多様化が進む中、住民一人ひとりがまちづくりへの情熱を持ち、まちづくりの主役となって行政とともに手を携え、誰もが住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを進めるためのとりくみが求められています。

こうしたことから斑鳩町は、「聖徳太子和の精神の下、住民と行政が対等な立場で協働のまちづくりを推進していくため条例を制定します」とあります。また、第5次斑鳩町総合計画で述べているとおり、地方自治体は税収が減収する一方、社会保障関連の施設の増加が見込まれています。また、住民のニーズも多様化して行政のみで対応しきれなくなってきています。まちづくりは行政だけで実施するものではなく、住民の力をかり、住民とともに知恵を出し合い、住民が納得する住民参加のまちづくりを進めていくことが望ましいと思います。住民と行政が情報を共有し、住民の声を聞き、話し合い、住民が理解し納得した結果を町政にいかすことが必要と思います。住民はまちづくりに参加することで斑鳩町に愛着を感じ、郷土愛や住民の満足感が出てくるものと思います。

ひとつ目の質問です。住民と行政が情報を共有するためには、行政から住民への情報、住民から行政への情報の双方向が必要です。行政は情報をわかりやすく丁寧に迅速に発信することが必要で、情報発信には主に広報いかるが、ホームページ、SNS、チラシ、ポスター、出前講座などがあります。そして、障害や高齢者などにより情報が入手しづらい方が受信しやすいように配慮することが必要です。一方、住民からの情報は役場の窓口や電話での依頼やお願い、ご意見を聞くポストなどがあります。

住民からの情報の件数及び斑鳩町に届いた住民の声をどのような仕組みで庁舎内で共有され行政に反映されているか、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） おはようございます。住民の方から窓口や電話でいただきましたご意見、お問い合わせまた苦情等につきましては、内容に応じて各課で都度、対応を行っているところでございます。また近年、メールによるお問い合わせ等も増加傾向にあり、メールの場合におきましては町ホームページの相談、お問い合わせのコーナーから担当課を把握されている場合は各課の窓口へ、町政全般に対するご意見や担当課がわからないなどの場合は町政への意見箱に送信いただいております。このうち町政への意見箱にメール送信をいただいた件数は令和3年度で約80件、令和4年度では11月末現在で約60件となっております。町政への意見箱にいただいたメールは一旦、全て総務課で受付を行い、その後、ご意見等の内容に応じて各課に振り分けを行っております。なお、担当課からの回答を行う際には、案件の内容に応じ適宜、町長、副町長、教育長または各部課長の決裁を受けることにより、庁内での情報共有を図るとともに、各課から迅速かつ丁寧な対応を行うよう心がけているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。住民からの声は担当者のところでとまらず町長、副町長、教育長、部課長など庁舎内で共有がされ、住民の思いが行政に反映される組織になるようお願いいたします。

次に、住民の声を聞く方法は、審議会、パブリックコメント、その他公開の場で行うシンポジウム、フォーラム、ワークショップなどがあります。審議会等は行政と住民が一緒になって考える場で、住民の意見を聞き行政に反映する大きな役割を担っています。審議会委員を委嘱や公募で募り行政が任命し、特別な事情がない限り公開となっております。しかし、審議会等の開催日や場所はホームページで公表されていますが、審議会等は審議会委員の氏名や議事録が公表されていません。住民と行政の情報共有するために審議会等の開催日時や場所、審議会委員の氏名、議事録などの公表をきっちりとルールを決め、住民に審議会等の内容を公開すべきと思います。また、住民の生の声を行政に反映するため、審議会等の公募人数を増やすことや公募のない審議会等には公募枠を設けるなど住民の意見を聞く機会を増やすなどの工夫が必要と思います。

審議会等は審議会等に関する公表ルールづくりとホームページで開催日時、場所、審議会委員の氏名、議事録公表について、公募審議会委員を増やすことや、公募審議委員

のいない審議会については公募枠を設けることについて斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 審議会等に係る情報の公開についてのご質問でございます。

質問者がおっしゃいますとおり、審議会等の開催日や場所等につきましては、斑鳩町審議会等の会議の開催に関する情報の町ホームページへの掲載基準を定め、原則として開催の2週間前までに会議の開催に関する情報を町ホームページで公表しているところでございます。一方で、審議会等の委員の氏名や議事録につきましては、斑鳩町都市計画審議会など一部の審議会等においては町ホームページで公表していますが、全庁的に統一した対応とはなっておりません。審議会の会議は透明性の高い開かれた審議会等の運営のため、公開することを原則としている一方、審議の内容等によっては斑鳩町公文書の開示に関する条例に定める非開示情報に該当し、開示することができないことから、今後、会議録等の公表に係る基準の策定に向けて検討してまいりたいと考えております。また、審議会等の委員の公募につきましては、町民の行政への幅広い協働参画、意見等を求めるため、審議会等の目的及び性格に応じて、委員の公募や各種住民団体への委員就任依頼などを行っているところですが、今後、新たに審議会等を設置する場合には、その目的、性格に応じて委員の公募について検討するなど、引き続き、町政運営に町民の意見を反映することができるよう、審議会等への町民の参画の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。審議会は重要事項を審議する場です。審議内容をオープンにして透明性を高めることで、住民と共有でき住民の理解が得られるものと思います。また、審議会委員も有識者だけでなく住民も参加することで、住民の意見も反映できるものと思います。審議会の議事録等の公表など検討し、開かれた審議会への改革をしていただくようお願いいたします。そして、住民参加のまちづくりを進めるため、住民の声を真摯に耳を傾け、住民と行政が対等の関係で、住民とともに歩むことをお願いしまして、ひとつ目の質問とします。

次に、二つ目の質問でございます。子育て環境の充実について、お尋ねします。

斑鳩町は平成29年6月、この町で子どもを産みたい、育てたい、そしていつまでもこのまちで暮らしたいと誰もが実感できるまちを目指し、町民一人ひとりが子どもたちを見守りながら育むとともに、家庭、地域、事業者及び行政が力を合わせて子育てを応援するため、斑鳩町子育て応援宣言を行いました。

現在、斑鳩町は子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターを中心として、妊娠から子育て期への切れ目ない支援をされています。妊娠期のお母さんの健康管理、生まれたお子さんの健康管理、医療費の助成、お金の支援、未熟児、障害、難病のお子さんのサポート、教育、保育のサービス、学校生活への援助、支援、困ったときの相談などの支援をされています。妊娠から子育て期までそれぞれの場面でいろいろな支援をされていますが、併せて、子育て環境の充実をすることも必要と思います。

かつて子どもたちは地域社会の中で、人間関係の中でもまれながら自然な形で育ってきました。そのため子どもは親の影響をそれほど受けず育ったと思います。しかしながら現代では、子どもを受け止めてくれる子ども集団が少なく、子ども同士で遊ぶ機会が減り親子が密着しています。親子が四六時中一緒におり、親子で孤立し、親子関係のバランスを崩しています。小さい子どもは自分から友達を探しに行くことはできません。早期の知育教育がますます盛んになる中で、子ども同士が自然に遊ぶ機会が少なくなってきました。一方、親も親同士が交わる機会が少なくストレスや不安を抱える方が多くなっていると思います。母親に子育て仲間がいると、子どもの遊び仲間もでき、ストレスや不安の解消になり心の安らぎができ、心身ともに良い影響を与えたいと思います。

二つ目の質問です。地域の子ども会は衰退し、子ども同士が遊ぶ機会が減少しています。学校では個人情報保護により連絡網やクラスメイトの電話番号一覧もなく、親同士の連絡する手段がないため、子どもを遊びに行かせることができないと聞きます。

子育て環境を充実させ子育てに優しい斑鳩町、子育てしやすい斑鳩町にするため、定期的に親子が集まる場を設けることや、多くの親が集まる乳幼児健診の場で、子ども同士の遊び場と親同士がなにげない会話できる交流の場を設けるなど、親子が孤立しないよう子どもと親も仲間の中に入れていける仕組みづくりをつくるべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 質問者もご心配されているように、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境は時代の流れとともに大きく変化していることから、本町におきましては親と子の笑顔きらめく子育て応援のまちづくりを基本理念に、次代を担う子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支え合う体制づくりを進めております。その一環として、生き生きプラザ斑鳩内の地域子育て支援センターにおきまして、子育て家庭の親子が気軽に集い交流する場を提供するとともに、子育てサポーターによる育児相談や、子育て情報の提供を行う場としてつどいの広場を

開設するほか、臨床心理士等による育児相談や子育て支援講座を開催し、子育て家庭の交流と支援の輪を広げるようとりくみを進めているところでございます。

また、町内の法隆寺幼稚園でも、出張つどいの広場として定期的な交流の場を提供するほか、町立保育園を拠点として子育て中の保護者への相談、子育て情報の提供などを実施するとともに、親同士の交流の場を提供する子育てサロンを実施し、子育ての不安や孤立感の軽減を図っているほか、町立保育園、町立幼稚園では園庭を地域の親子のために開放するなど、子育て家庭の身近な地域におけるつながりの場の提供に努めております。さらに小学生を対象に、放課後や休日に勉強やスポーツ、文化活動を通して地域の人たちとの交流を行う、ちびっこホリデイ学園やホリデイ学園を開催するとともに、斑鳩町協働のまちづくりによる活動として、斑鳩子どもの遊び場づくりの会における子どもと保護者の触れ合いや、交流の場の提供を支援するなど、子どもの育ちに関する地域ネットワークの推進、地域活動の育成にも努めているところでございます。

今後におきましても、公民館や生き生きプラザ斑鳩、幼稚園や保育園など地域における身近な公共施設を有効に活用し、子どもを対象とした遊びの企画や、子どもと保護者、保護者同士が交流でき、子育て家庭に対する相談、援助が行える場など、親と子が安心して過ごせることができる場の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。親子が孤立しないよう、子ども同士が遊べる場、子どもと親や保護者が交流できる場の提供に努力し、子育て環境のより一層の充実をお願いします。

次の質問です。神社のお祭りなどはいろいろなお店が出店され、多くの親子が楽しまれています。このような機会は子どもの成長に良い影響を与えるとともに、いつまでも残る親子の良い思い出になると思います。いろいろな団体が協力し、数年前まで実施されていた、子ども夏まつりも開催されなくなっています。子ども夏まつりは子どもの成長にとって欠かすことのできないイベントだと思います。安全に配慮し、再開に向けてのお考えと支援について、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 斑鳩の里子ども夏まつりにつきましては、平成9年の町制50周年記念事業の一環として行われた夏まつりをモデルのひとつとして、住民団体で構成をされました斑鳩の里子ども夏まつり実行委員会が立ち上げられ、翌年の平成10年7月には第1回目となる斑鳩の里子ども夏まつりが開催をされたところでございます。

それ以降、子ども夏まつりを体験した子どもたちが将来、スタッフとして参加をするなど、住民ボランティアの方々が中心となって毎年、開催を続けられてこられました。パークウェイ及び法隆寺線の供用開始による交通量の増加、また夏場の熱中症対策などが課題となり、平成30年の第21回をもって終了することとされたところでございます。しかしながら、その2年後の令和2年2月、改めて住民団体が主体となり地域ぐるみで子どもたちを守り育てようという、斑鳩の里子ども夏まつりの願いを引き継ぎ、いかるがあそびフェスタと名称を変えて再出発しようと、住民団体の代表者等で構成される、いかるがあそびフェスタ実行委員会が発足をされました。

いかるがあそびフェスタは、公益財団法人日本レクリエーション協会が平成16年度から毎年、約2か月間、遊びを通して子どもたちの成長を育もうと提唱している全国一斉あそびの日キャンペーンに参画するものでございます。

身体を動かし遊ぶ楽しさやレクリエーションする大切さを伝え、笑顔の輪を広げるとともに、子どもと住民ボランティアの交流を図り、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる機運を高めることを目的として、令和2年5月の中央体育館での開催に向けて準備が進められたところでございます。その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、いかるがあそびフェスタは中止とされましたが、実行委員会においては新型コロナウイルス感染症の収束後の開催を目指すこととされておられます。

いかるがあそびフェスタ実行委員会の発足の際には町も出席をさせていただき、開催場所である体育館施設の提供やテントの物品の貸出しのほか、会場における安全対策の面において協力することとしたところでございまして、今後の開催にあたりましても、できる限りの協力と支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。子育て支援のまちとしていろいろな機会を通じて子どもの遊び場、親子の交流の場、住民と子どもが触れ合う場などを増やし、子育て環境の充実をしていただきますようお願いしまして、三つ目の質問に移ります。

三つ目の質問は、生涯学習活動の助成について質問します。

文部科学省のホームページには、生涯学習とはとして、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などいろいろな場や機会に行う学習とあります。斑鳩町は生涯学習活動について、斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱で、地区住民の学習の機会と学習意欲、連帯意識の向上を図るとともに、地域力の醸成

を推進するため、知識、技術を習得し生活に潤いを与える学習内容であり、かつ学習を通じて生き生きとした地域交流を目的とした事業を実施する自治会に対して補助金を交付しています。生涯学習活動を支援する制度は地域の活性化にとっても有効であり、制度を活用して希薄化している地域のつながりを維持していく有効な手段になると思います。斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱に基づき、助成制度を活用している自治会数、助成している事業別の数をお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） ご質問の生涯学習活動補助金の活用状況につきまして、令和2年度から令和4年度の3か年の補助金を受けている自治会の数、また実施された事業数等についてお答えをさせていただきます。まず、令和2年度は12自治会から29事業の申請がございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため2自治会、11事業について活動を自粛をされまして、実施された自治会は10自治会、事業数は18事業となっております。このうち健康、体操関係が5事業、文化教室、学習関係が12事業、その他清掃活動ボランティアが1事業となっております。

令和3年度では8自治会、14事業の申請がございましたが、同じく新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため2事業について自粛をされまして、8自治会、12事業となっております。健康、体操関係が4事業、文化教室、学習関係が6事業、その他花壇整備等が2事業となっております。今年度、令和4年度では10自治会から15事業の申請をいただいております。うち健康、体操関係が7事業、文化教室、学習関係が6事業、その他、花壇整備等が2事業となっている状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。斑鳩町にある100を超える自治会の中で、活用している自治会は約1割です。生涯学習で生き生きとした地域交流、地域の活性化などを推進するためにも、制度の周知や活用しやすい制度への改正を進めていただきますようお願いいたします。

二つ目です。斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱には、補助対象となる事業として、知識、技能を習得し生活に潤いを与える学習内容であり、かつ学習を通じて生き生きとした地域交流を目的とした事業とあり、具体的な事業は明示されていないため、自治会にとって助成対象事業がわかりにくいところがあります。

助成する具体的な事業をお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 質問者がおっしゃいますように、生涯学習活動補助金要綱におきまして、補助対象となる事業は知識、技能を習得し生活に潤いを与える学習内容であり、かつ学習を通して生き生きとした地域交流を目的とした事業としており、その目的に沿った事業として婦人学級や高齢者学級、高齢者体操教室などの講義や実習、発表など様々な事業に活用をいただいております。

具体的には、健康、体操関係ではリズム体操、ヨガ、100歳体操、太極拳などの実習、文化教室学習では伝統行事継承、生け花教室、文化財学習、コーラス、詩吟、アートクラブ、カラオケなど、またその他として自治会内の公園の花壇整備などに幅広く活用をいただいております。これら対象事業につきましては、これまでから自治会に配布をしております当該補助金の案内におきまして、記入例等で具体的な事業等はお示しはしておりますが、助成対象事業がわかりにくいとこのことをございますので、よりわかりやすくお知らせできるよう検討してまいります。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

新年度に入り自治会に生涯学習活動助成を募集するときには、助成する具体的な事業を明示すること、自治会長への案内と併せて広報いかるがへ掲載するなど、制度を広く周知する方法も必要と思います。ご検討よろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱は、事業参加構成人数が20名以上で、現在は試行的に15名に緩和されています。しかし、自治会員が15名に満たない自治会もあり、自治会員全員が参加しても制度を活用できない自治会もあります。また、自治会加入率が毎年減少しており、3分の1が自治会未加入の状況です。制度を活用して地域の活性化やつながりを維持していくため、多くの住民が活用できるよう改めるべきと思います。改善策として、近隣自治会と合同で、生涯学習活動助成制度を活用することができるようにする制度、自治会員が15名未満でも活用できる制度にする、自治会員の会員が多い自治会もありますので、2事業に限定しないで3事業以上も可能とする、自治会参加構成人数も多いところ少ないところもありますので、補助金も参加人数や構成人数で金額に差をつけるなど、公平で広く自治会が活用できるように改めるべきと思いますが、斑鳩町のお考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 生涯学習活動補助金は地区住民の方の学習機会の創出とともに、連帯意識の向上や地域力の醸成を推進することを目的としており、事業を年間20

時間以上実施していただくことや、事業参加構成員を20人以上とするなど、補助対象事業につきまして一定の要件を設けさせていただいております。また、限られた予算の中で広く活用いただくため、補助額につきましては1事業で1万8千円を限度とし、2事業以上実施する場合にあっては3万6千円を限度とさせていただいております。

このような中、少子高齢化等により20人以上の参加が難しい自治会が増加傾向にあり、緩和を求める声もございましたことから、令和2年度から試行的に参加構成人数を20人以上から15人以上に緩和をし、運用をしているところでございます。

今回、質問者のほうから本補助制度の運用の見直しにつきましてご提案をいただいたところであり、町といたしましても本補助金の趣旨に鑑み、公平で広く多くの自治会に活用いただけるよう検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。令和5年度から多くの自治会が活用できる制度への改正を強く要望します。

四つ目です。文部科学省のホームページには、生涯学習とは人々が生涯に行うあらゆる学習とあります。平成2年に生涯学習振興法が制定され、県と市町村が連携して生涯学習の振興のため、施策の推進体制及び地域における生涯学習に関わる機会の整備を図ることを目的としています。生涯学習活動助成は自治会での活用のほかに、公民館で行っている自主学習や自主的に行っているスポーツ活動なども含め、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など様々な場や機会において、生涯学習活動にも助成や施設利用への支援なども検討し、生涯学習の振興を推進すべきと思いますが、斑鳩町の考えをお尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 生涯学習の推進に向けた各種自主活動への支援に関するご質問でございます。ライフスタイルが多様化する中、住民の方の生涯学習に対する意識は高まっており、そのニーズも広範囲かつ多岐にわたっております。町といたしましても、その多様化する住民の学習ニーズに対し、誰もが気軽に参加でき生きがいくりにつながるよう、これまでから学習機会の拡充と内容の充実にとりくんできたところでございます。公民館教室のほか、文学講座や生活経済講座等といった教養講座の開催などによる生きがいくりや生涯学習の機会づくり、公民館まつりや文化芸術祭の場を通じた成果の発表の機会づくりといった事業についても展開をしてまいりました。

また、町立図書館においては、電子書籍や大活字本の導入など時代のニーズに合った

蔵書の充実を図るとともに、身近な生涯学習の場である公民館については快適、魅力的な施設であるよう適切な維持管理や機能の充実に努めてまいりました。さらには、いかるがホールや公民館を活用し、文化芸術に触れる機会の充実や文化芸術活動に対する支援についても行ってきたところでございます。引き続き、町民の方が生涯にわたって学べる環境づくりに努めてまいりますとともに、そのとりくみの中で、住民主体の生涯学習活動に対する支援のあり方等についても、調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。

斑鳩町生涯学習活動補助金交付要綱の見直しをするにあたりまして、自治会に縛られない公民館活動、自主的なスポーツや文化活動も含め、生涯学習活動への支援をご検討くださるよう要望しまして、三つ目の質問を終わります。

四つ目の質問です。花と緑のまちづくりの推進について、再度、質問させていただきます。令和3年12月議会で一般質問させていただきました、花と緑のまちづくりの推進について1年が経過しました。検討の結果について、再度、質問させていただきます。

花は心を癒してくれます。花を見るとストレスが和らぎ、モチベーションがアップする効果があるといわれています。花は景観をよくし、環境美化にも大きな役割を果たしています。奈良県では、なら四季彩の庭づくりとして、魅力ある良いお庭を県内各地につくり広げていくことにより、奈良県全体を美しいひとつの庭といえるようにしていきたいとしています。斑鳩町は、第5次斑鳩町総合計画で、1. 花と緑あふれる潤いのある地域づくりに向け、道路や河川、公共施設や住宅地において、その景観や機能に応じた植物の種類や手法を選択し、住民と行政が一体となった緑化を進める。2. 身近な緑化を進めるため、活動の核となる組織の育成と支援を行います。また、住民が計画し楽しみながら活動するコミュニティガーデンなどのとりくみを進めます、とあります。

王寺町は具体的な要綱を決めています。その中で、花いっぱい運動を公共施設と団体と役割分担を決め、花の苗、花の用土、肥料、水道代など必要なものを支援する体制にしています。斑鳩町も要綱や規約などを定めて、担当者を広く募り、必要なものを支援する方法にすべきと質問させていただきました。答弁として、花と緑のまちづくりの推進は行政だけで担っていけるものではないと考えており、協働のまちづくりの推進をする中において、行政の役割として緑化推進や環境保全の活動団体の現物支給等も行ってきたところでございます。活動団体の高齢化等による担い手不足なども課題となる中、効果的かつ効率的な、また様々な手法などの事例等について、調査研究し、本町にふさ

わしい制度や、事業のあり方について検討してまいりますとご答弁いただきました。

斑鳩町も要綱や規約などを定めて、賛同者を広く募り必要なものを支給する方法について検討されました結果について、再度、お尋ねします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 昨年12月議会でご質問いただきました花と緑のまちづくりの推進に係る今後の進め方に関する現在の状況に関するご質問でございます。

その際、答弁させていただきましたとおり、花と緑のまちづくりの推進は行政だけで担っていけるものではなく、協働のまちづくりを進める中において、これまでから緑化推進や環境保全の活動団体への現物支給等を行ってきたところでございます。

しかし、昨今の活動団体の高齢化等による担い手不足も課題となっている中、本町にふさわしい制度や事業のあり方について調査、研究し事業展開を検討したいと、考え方をお示しさせていただいたところでございます。

現時点の進捗状況としまして、他市町村の事例収集や実際に町内にて緑化推進に関する活動をされている方と意見交換をするなど、活動者目線での支援の手法をはじめとする制度や、事業のあり方について検討を進めているところでございます。来年度におきましては、協働のまちづくり提案事業の町からの募集テーマとして挙げ、賛同していただける団体の募集を行うなど、多くの方に活用いただける効果的で継続的な事業とするための、さらなるニーズ把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 2番、齋藤議員

○2番（齋藤文夫君） ありがとうございます。広く町民の協力をいただけるよう、そして、町民がとりくみやすい方法で必要なものを支給する制度の早期実現を検討して、令和5年度から実施できる制度を定めるよう要望しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、齋藤議員の一般質問は終わりました。

続いて、9番、横田議員の一般質問をお受けします。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） おはようございます。私からは、中西町長の六つの施策方針で述べられたうち二つの方針について、施策の進捗を質問させていただきます。

1点目は、安全安心に暮らせるまちにします、であります。

マスタープランでは、消火活動を円滑に遂行できるよう消火栓や防火水槽の設置を計画的に進めるなど、有効水利の確保を進めるとなっておりますが、具体的な事例をあげて、

今日までの進捗状況を4点、お伺いいたします。

1点目は、水防水利の基準はどのようになっているか。2点目、開発行為における消火栓及び防火水槽等の消防水利施設の計画基準はどのようになっているか。3点目、町における消火栓や防火水槽等の計画的な設置についてはどのようになっているか。4点目、消火栓や防火水槽の維持管理についてはどのようになっているか。

以上4点、質問をいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 初めに、消防水利の基準についてであります。

消防水利の基準は、消防法第20条第1項の規定に基づき、市町村の消防に必要な水利について定められています。消防水利とは、例示として消火栓、防火水槽、プール、河川、池、井戸などとされています。消防水利の有効として、防火水槽は常時、貯水量が40立方メートル以上または取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力を有するものでなければなりませんと定められています。また、消防水利である消火栓の有効距離は、本町域では防火対象物からの距離が近隣商業地域、商業地域、工業地域等の場合は100メートル以下、その他の用途地域及び用途地域の定められてない地域の場合は120メートル以下に設けなければならないものと定められています。次に、開発行為における消火栓及び防火水槽等の消防水利施設の計画基準についてであります。斑鳩町開発指導要綱第9条第4項の規定により、開発事業者は開発区域等における消防水利施設について、開発区域等の状況並びに建物の規模及び用途により、必要な施設を町長と協議の上、設置することとしております。

また令和4年4月1日以降の開発行為につきましては、消防防災上の観点から、所轄署である奈良県広域消防組合西和消防署との協議が必要となっており、開発事業者が消防水利施設の設置及び消防活動上必要な事項の同意を受けることとなっております。

消防水利施設の設置基準につきましては、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規定第8条に規定されており、施設の有効な消防水利施設から市街地または準市街地の場合、近隣商業地域等では100メートル、住居地域等その他の地域では120メートルの範囲内に開発地域の全てが包含されない場合は、消防水利施設を1基以上、設置するものとされております。

次に、町における消火栓や防火水槽等の計画的な設置についてでございます。初めに消火栓は毎年、全箇所での点検を行い、老朽化が著しい場合には更新を行っております。直近の事例を申し上げますと、令和3年度において、法輪寺境内に設置されている老朽管

更新に伴い、火災発生時における消防活動の利便性等を考慮し、同寺を含む大字三井地区を包含できる位置に消火栓を移設いたしました。また防火水槽につきましては、令和5年度に建設予定である（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館に設置を計画しています。当該施設はコミュニティ施設という機能に加えて、本町西部地域の防災拠点、防災備蓄倉庫機能を有する施設として、耐震性防火水槽60トン級の設置を計画しております。

最後に消火栓や防火水槽の維持管理についてであります。初めに、消火栓は令和4年4月1日現在で606基を設置しています。その管理として、町との消火栓維持管理に関する協定書の下、本町水道事業管理者が年3回全ての消火栓を点検し、有事において適正に使用ができるよう管理しております。また、防火水槽は同じく令和4年4月1日現在で111基を設置しています。その管理として、町独自の点検基準を定め、本町消防団において点検を行っております。各分団の区域内にある防火水槽を月2回の機械器具等点検日に1か所につき6か月に1回以上点検を行うこととし、防火水槽の蓋の取っ手の状況や防火水槽の亀裂の有無、水槽内の水位等の確認等の点検を行っているところでございます。なお、消火栓、防火水槽ともに万が一、異常を発見した場合には速やかに修理を行っているところであります。以上です。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。

私も、昨年、隣の家火災を経験いたしました際に、近隣の消火栓3か所より自治会の皆様の初期消火の協力を得まして、また消防の皆様のおかげで軽微の被害ですみました。今後とも有効水利の確保をよろしくお願いをいたします。

次に、総合計画における前期基本計画の施策として、防犯、生活安全の向上が掲げられて、防犯カメラや防犯灯の設置、登下校時の見守りや地域における啓発活動など、住民が主体となって行う自主防犯活動を支援します、とされています。特にLED防犯灯の更新時期を迎えるにあたり、町のとりくみについて2点お尋ねいたします。1点目は、自治会管理の防犯灯更新についてはどのようになっているか。2点目、維持管理における手続き等の自治会員役員等への負担軽減策の展望について、お尋ねをいたします。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 初めに、自治会管理の防犯灯の更新についてでございます。

本町では、平成24年度に斑鳩町防犯灯設置補助金交付要綱を全部改正し、平成25年度から自治会が設置する防犯灯に対し補助金を交付することで、従来の蛍光灯型から照度が高く電気料金も抑えられるLED型への転換を促進し、安全で安心な地球に優し

いまちづくりを進めてまいりました。その結果、自治会管理のLED防犯灯は、平成24年度末で全体灯数2,390灯のうち82灯であったものが、平成25年度末では全体灯数2,523灯のうち2,436灯が、令和3年度末現在では全体灯数2,675灯のうち2,653灯、率にして99%がLED化を完了しているところでございます。

また今後、平成25年度に設置したLED防犯灯が耐用年数といわれる10年を迎えようとしていることから、自治会における更新費用の負担軽減を図るため、LED防犯灯の更新費用に対しても、補助金を交付できるよう補助金交付要綱を改正し、令和4年度、本年度から施行しているところでございます。

次に、維持管理における手続き等の負担軽減策についてでございます。

先ほども申しあげましたが、今後、多くの自治会管理のLED防犯灯が耐用年数といわれる10年を迎えることから、LED防犯灯の更新が必要となることを見込まれております。この更新を迎え、更新に係る補助金申請手続きについて、自治会、役員さん等の負担も予想されます。そうしたことから、この負担軽減が図られるよう補助金の申請方法などの見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、町全域でのとりくみが必要となり、非常に多額の更新費用を要することから、機器更新に係る発注方法の見直しも併せて検討し、スケールメリットによる費用の削減と事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。

安全安心のため自主防災組織、自警団等も活用して、住民と行政が一体となり、より安全安心に暮らせるまちにしていきたいと思います。

次に、中西町長施政方針の2点目、悠久の歴史と文化・自然を大切にするまちにします、であります。斑鳩町歴史的風致維持向上計画の伝統行事支援事業の現在の進捗についてお尋ねをいたします。現在、町内に多数の残されている伝統行事等は各地域で継承されているにとどまっており、本事業についてはリストアップや情報発信の内容について検討するとの回答をいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 昨年12月議会でご質問いただきました斑鳩町歴史的風致維持向上計画の伝統行事支援事業の進捗状況におきまして、本事業につきましては、現在、リストアップや情報発信の内容について検討しているところでございまして、計画期間が満了する令和5年度までに情報発信できるよう進めてまいりたいと答弁させて

いただきました。現在の状況といたしましては、文化財部局において本町の豊富な文化財の総合的な把握を進めていくこととなっておりますことから、その進捗に合わせて文化財の魅力を内外に広く情報発信を行ってまいりたいと努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。次年度までに情報発信できるよう準備いただきますようお願いいたします。

次に、斑鳩神社、龍田神社の秋祭りにみる歴史的風致について、無形民俗文化財の登録の調査検討を、文化財保存活用地域計画に伴う調査を実施する旨の回答をいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 斑鳩神社また龍田神社の秋祭りの無形民俗文化財としての登録に向けた調査や把握の実施につきましては、文化財保存活用地域計画の策定に伴う調査の中で実施することもひとつの手法であると考えており、昨年質問者からの一般質問において、その旨、答弁もさせていただいたところでございます。

この文化財の調査を含めた文化財保存活用地域計画策定の進捗状況でございます。

当該計画の策定にあたりましては、世界遺産や史跡をはじめとする周知の文化財のみに限らず、未指定の文化財も含めた文化財を総合的に把握するための悉皆調査を行う必要がございます。これまでからすでに策定をされた先進地の地域計画等を参考に、調査研究を行い、数多くの文化財が所在している本町の場合、長期的な調査期間を要することが想定をされますことから、事前の調査などを十分に行った上で、どういった調査をどのくらいの期間行うのかといった計画策定のスケジュールをしっかりと立て、作業を進めていく必要があるものと考えております。また今年度には、文化庁主催の文化財保存活用地域計画策定のための研修会に担当職員を派遣をするなど、より質の高い計画を目指しているところでございます。来年度、令和5年度には調査を実施する際の具体的な調査対象や調査内容等を洗い出す作業に着手をし、今後の計画策定のスケジュールを立て、その後、当該スケジュールに沿って調査の実施、また計画の策定について鋭意作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） ありがとうございます。計画策定のスケジュールに即して、事業着手に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

中西町政の6つの施政方針の実現に向けて、私も最大限協力して、未来に向かって輝

き続ける斑鳩町をつくってまいりたいと思います。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、9番、横田議員の一般質問は終わりました。

10時15分まで休憩します。

（ 午前 9時56分 休憩 ）

（ 午前10時15分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき私の一般質問をさせていただきます。

私の質問は、パートナーシップ宣誓制度についてでございます。パートナーシップ宣誓制度は多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、性的指向や性自認に係る性的少数者の方たちの生きづらさや困難を軽減をし、自分らしく暮らすための一助になることを目的とした制度でございます。

この制度はお互いをかけがえのない存在として、共に生きるパートナーシップの関係にあることを宣誓をし、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体は、お二人のこの関係性を証明する宣誓証明書などを交付いたします。宣誓証明書を交付された方は公営住宅への入居、医療機関での病状説明、治療方針の同意など家族としての扱い等のサービスを受けることができます。パートナーシップ宣誓制度の質問は、同僚議員が6月定例会で質問をされておられました。私も毎年、要望書を提出させていただく中でパートナーシップ制度の導入について何回も要望させていただいております。

6月定例会での答弁の要旨は、あらゆる人が自分らしく生きることのできる社会を実現をしていくことが大切であると認識をしており、性的マイノリティについて十分、周囲の理解を得ることが重要と考えている。今年度においては、12月に人権講演会や人権セミナーを行い、各種団体に冊子などを活用した研修会の開催の呼びかけ、性的マイノリティについての理解の呼びかけと理解を深めるとりくみを行いながら、パートナーシップ宣誓制度に向けて前向きに検討していきたいとの答弁でございました。

斑鳩町として、性的マイノリティについての理解を深めるための啓発、研修等について、どのようにとりくまれてきたかをお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 私たちの社会では性別が男性か女性だけで、異性を好き

になることは当たり前として制度や仕組みがつくられてきたため、性に関する少数派にあたる性的マイノリティの方が、様々な場面で不便や生きづらさを感じながら暮らしている状況がございます。本町ではこれまで、性的マイノリティに対する理解を深め、あらゆる人が自分らしく生きていくことのできる社会を実現するため、平成30年11月また令和元年12月に、性的マイノリティをテーマとした人権講演会、人権セミナーを行い、合わせて218名の方にご参加をいただいたところでございます。

また、町職員におきましても、奈良県市町村人権同和問題啓発活動推進本部連絡協議会による研修会にも参加をしております。町内の小・中学校では、性的マイノリティに関する絵本及びリーフレットの活用や講演会の実施などにより、性別に対する固定概念に気づき、お互いを認め合う大切さを学ぶ教育を行っているところでございます。

さらに、役場窓口での unnecessary 性別記載欄がある書類がないか、毎年、関係各部署への点検の呼びかけや役場庁舎及び公共施設の多目的トイレの表示について、どなたでもお使いいただけることがわかるように、ピクトグラムを使用した「みんなのトイレ」という表示に変更しているところでございます。このようなとりくみや報道もございまして、性的マイノリティは数年前に比べ社会に認知はされてはきてはおりますが、まだまだ十分とは言えません。そうしたことから本町では、今年度におきましても各種団体に研修の参加を呼びかけ、婦人会あるいは奈良人権擁護委員協議会第五部会では性的マイノリティの冊子を活用した研修を実施をいただいたところでございます。

さらには質問者も申されたように、今月16日には、斑鳩町中央公民館におきまして「性と生を考える」をテーマに人権講演会、人権セミナーを開催するなど、性的マイノリティに対する理解の浸透に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。斑鳩町といたしましても人権セミナー、人権講演会の開催、町職員への研修、町立小・中学校におきましては、絵本やリーフレットを活用した講演会の実施や、お互いを認め合う大切さを学ぶ教育の実施、役場窓口での unnecessary 性別記載欄のある書類がないか毎年の点検など、様々に心を砕いてのとりくみを実施されておられます。

2015年11月、渋谷区と世田谷区で始まったこの制度が令和4年11月1日現在で全国の242の自治体で導入をされております。6月議会では、パートナーシップ宣誓制度の導入に向け、前向きに検討するのご答弁でありましたが、斑鳩町といたしましても、いち早くパートナーシップ宣誓制度の導入をされることについてのお考えはい

かがでございましょうか。

具体的な導入時期について、中西町長にお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） パートナーシップ宣誓制度の導入時期についてのご質問でございます。パートナーシップ宣誓制度は、婚姻や親族関係の形成など法的な効力はありませんが、人生のパートナーとして安心して生活できるなど生きづらさの軽減のほか、多様性に対する社会的理解にもつながることが期待できます。

このようなことから本町といたしましては、令和5年4月よりパートナーシップ宣誓制度を導入してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁、大変にありがとうございます。

現在、奈良県におきましてパートナーシップ宣誓制度の導入をしている自治体は奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の4市だけでございます。町として、導入時期を令和5年4月と明確にしてくださいましたのは斑鳩町が初めてとなります。画期的なことでございます。本当にありがとうございます。

斑鳩町がパートナーシップ宣誓制度を導入してくださることで、多様性を認め合い全ての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、性的指向や性自認に係る性的少数者の方たちの生きづらさや困難を軽減し、町長がいつも言われている、誰一人取り残さない斑鳩町をつくるため、住民の皆さんが自分らしく暮らすための一助になり希望になるようにと願ひます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、6番、大森議員の一般質問をお受けします。

6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） 議長のお許しをいただきましたので通告書に基づき一般質問させていただきます。

斑鳩町の計画道路について、お伺いします。計画道路の進捗状況について、大和川堤防線や遊水地へのアクセス道路についてお伺いします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 初めに、斑鳩町の道路計画についてでございます。現在、

斑鳩町の道路整備といたしましては、いかるがパークウェイなどの幹線道路の整備を重点的に進めており、その他の生活道路につきましては周辺地域や地権者の合意形成が得られた路線、または土地活用に合わせた効率的かつ効果的に進めることが可能な路線などを優先的に整備いたしております。

次に、計画道路の進捗状況についてでございますが、ご質問でございます大和川堤防線は、平成16年度より順次整備を進めてきており、現在、目安地区の集落付近で河川協議が難航しておりますが、令和元年度からこの未整備区間の協議は継続するとともに、集落東橋付近の春日神社東側から県道大和高田斑鳩線の交差点までの約250メートル区間の整備にとりくんでおります。また、大和川河川事務所により遊水地の整備事業が鋭意進められておりますが、現在、施設整備計画及び遊水地へのアクセスや取合いの道路につきましては、検討、協議中の段階でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。大きな道路をつくるとしたら住民の声というのを大切にしてもらって進んでいっていただければと思います。

それでしたら、2番、都市計画道路の見直しについて。都市計画道路は昭和42年に計画決定されたもので、今日まで見直しがされてないまま未整備の区間が多くある状況です。そこで、複数市町村にまたがる広域路線の都市計画の道路の状況についてお伺いします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 複数市町村にまたがる広域の都市計画道路につきましては、奈良県が都市計画決定を行っております。都市計画道路の見直しにつきましては、令和3年度から人口減少、高齢化社会の進行、将来にわたる自動車交通量の減少、長期にわたる建築制限を勘案し、県内を8つのエリアに分け、順次進められております。

その見直し状況でございますが、令和4年3月末現在では、93路線のうち46路線が検証済みとなっております。存続が23路線、一部廃止が19路線、全部廃止が4路線となっております。なお、今後、斑鳩町内では郡山・斑鳩・王寺線、法隆寺線、安堵・王寺線の3路線について見直し路線を選定し、検証を進められていく予定と確認しております。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。都市計画道路の見直しにあたり、住民の声を聞きながら進めることが重要だと思います。県主体だとは思いますが、斑鳩

町としてどのようなビジョンを持って道路計画を進めていくのか教えてください。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 奈良県が都市計画決定している都市計画道路の見直しにつきましては、奈良県都市計画道路の見直しガイドラインに基づき、自動車の交通機能、歩行者等の交通機能、自治体のまちづくり計画との整合性の3つの観点から見直しの検証が行われることとなっております。この検証によりまして、当該都市計画道路の廃止、存続の方向性が区間ごとに判断され、その方向性につきましてはパブリックコメントが実施されることとなります。これらの結果、廃止路線となった都市計画道路につきましては、県において都市計画の変更が行われることとなります。本町といたしましては今後、町内に位置する広域の都市計画道路を見直し検討がなされる際には、各種計画における都市計画道路の位置づけや地域の交通事情等を十分、県に説明した上で、町にとっての整備効果が維持できるよう県と協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、大森議員。

○6番（大森恒太郎君） ありがとうございます。同僚議員でも同じ質問もあったとは思いますが、自分もワンウェイよりツーウェイ、ツーウェイよりスリーウェイ、便利になることはいいことですが、住民さんの利便性は上るとは思うんですが、その中で大きな道路ができることによって住民さんの生活環境、またその大きな道路からの枝道での生活環境というものが変わるとお思いますので、斑鳩町独断では決められないと思うんですが、奈良県と協議してもらって住民さんの声がしっかり届くような道づくりというのをさせていただきたいとお思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、大森議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は、午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時28分 散会）